

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和7年2月5日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400167号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2400012号

## 第1 結論

請求期間①については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

請求期間②については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年12月から昭和62年3月まで  
② 昭和62年4月から昭和63年3月まで

請求期間①について、国の記録によると、国民年金保険料が未納となっているが、私は、勤務していた会社を昭和59年12月に退職し、同月からA県B市において国民年金保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

請求期間②について、国の記録によると、国民年金保険料が未納となっているが、B市で国民年金保険料の免除の申請を行っているので、請求期間②を国民年金保険料の免除期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者はB市において国民年金保険料を納付していたところ、請求者に係る改製原附票によると、請求者は、昭和62年9月9日にB市からC県D市E区に転居した後、昭和63年2月18日に同区から同市F区に転居していることが確認でき、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(\*)は、昭和63年3月にG社会保険事務所(当時)からD市F区に対して払い出されていることが確認できる上、請求者から提出された年金手帳によると、国民年金の欄に「G」及び「D市F区」の押印があり、住所欄には、同区の住所が記載されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得に係る処理年月日は、昭和 63 年 4 月 19 日となっており、昭和 59 年 12 月 21 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより、請求者の氏名及び旧姓で氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これらのことから、請求者に係る国民年金の加入手続は、請求者がD市F区に転居後の昭和 63 年 3 月又は同年 4 月に行われたと推認でき、当該加入手続が行われるまでは、請求期間①は国民年金の未加入期間となっており、未加入期間は国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求期間①の国民年金保険料を納付することはできない。また、当該加入手続が行われたと推認できる時点において、請求期間①のうち一部期間の国民年金保険料は、制度上、徴収する権利が時効により消滅していることから、納付することはできない。

加えて、B市は、当市の住民基本台帳の記録に請求者の氏名、生年月日、基礎年金番号の一致する年金記録は存在しない旨回答しており、D市は、当市で保管していた国民年金被保険者名簿等の資料は、平成 21 年 9 月に全てH社会保険事務局(当時)に提供しており、当市には国民年金の記録はない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

請求期間②について、請求者は、B市において国民年金保険料の免除申請を行ったとしているところ、前述のとおり、請求者に係る国民年金の加入手続は、請求者がD市F区に居住していた期間に行われている上、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は、B市において請求期間②に係る国民年金保険料の免除申請を行うことはできない。

また、D市の昭和 62 年度及び昭和 63 年度最終国民年金保険料検認状況一覧票によると、請求期間②直後の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間については、「シ」と記載されており、国民年金保険料の申請免除の期間となっていることが確認できるが、請求期間②については、空欄となっており、国民年金保険料が免除されていた記録は確認できない。

さらに、請求期間②当時、国民年金保険料の免除の申請が承認された場合の免除の期間は、月を単位として、免除の申請があった日の属する月前における直近の基準月から免除の申請があった日の属する年度の末月までの間において必要と認め

られる月までとすることとなっていることから、前述の請求者に係る国民年金の加入手続が行われたと推認できる時点において、請求期間②のうち大部分の期間は、国民年金保険料の申請免除期間とすることはできない。

このほか、請求者が請求期間②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間②の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400169号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2400013号

## 第1 結論

請求期間①、②及び③については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和56年6月から昭和58年1月まで  
② 昭和59年1月から昭和62年5月まで  
③ 昭和63年3月から平成3年11月まで

国の記録では、請求期間①、②及び③は国民年金保険料の未納期間となっているが、私は、A市役所から送られてきた国民年金保険料の納付書を使用して、毎月給料日の後に近くのB県A市C地区の郵便局又はD銀行で国民年金保険料を納付していたので、納付済期間に記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者に係る国民年金被保険者資格について、請求期間①の昭和56年6月6日取得、昭和58年2月26日喪失の入力処理は、平成9年10月24日に行われていることが確認できる。請求期間②は、当初、昭和59年1月25日取得として、昭和62年6月15日喪失とともに平成9年10月24日に入力処理が行われているが、取得日を昭和59年1月26日に訂正する処理が平成9年10月29日に行われていることが確認できる。請求期間③の昭和63年3月25日取得、平成3年12月16日喪失の入力処理は、平成6年1月10日に行われていることが確認できる。

したがって、前述の国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る入力処理が行われるまでは、請求期間①、②及び③は国民年金の未加入期間となっており、未加入期間は国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付することはできない上、前述の国民年金被保険者資格の取得及び

喪失に係る入力処理が行われた時点において、請求期間①、②及び③の国民年金保険料は、制度上、徴収する権利が時効により消滅していることから納付することはできない。

また、請求者に係る改製原附票によると、請求者は、平成8年12月11日から平成9年2月17日までの期間においてE県F郡G町に住所を定めているところ、請求者に係る同町の国民年金被保険者カード（紙名簿）によると、請求期間①及び②は未加入期間となっており、請求期間③は未納となっていることが確認できる。

さらに、A市並びに請求期間①、②及び③後に請求者が住所を定めたB県H市及びE県I市の担当者は、請求者に係る国民年金の被保険者記録及び納付記録が確認できる資料は保存期間経過のため保管していない旨回答又は陳述しており、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料の納付について確認することができない。

加えて、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより、氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。